

野外焼却(野焼き)は禁止されています！

廃棄物(植物や建築材を含むごみ)の野外焼却(野焼き)は、一部の例外を除き法律で禁止されています。

野外焼却は、煙、すす、悪臭等により付近の住民に迷惑をかけるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康や生活環境への影響が懸念されるほか、火災の原因ともなりますので、行わないでください。

■ 野外焼却(野焼き)とは

法律で定められた基準を満たした焼却設備(800℃以上での燃焼が可能であること、温度計が設置されていること等の条件があります。)を使用しないで廃棄物を焼却する行為をいいます。具体的には、ドラム缶や一斗缶での焼却、ブロックや鉄板等で囲って焼却、地面に穴を掘って焼却することなどが挙げられます。(家庭用の焼却炉のほとんどは、この焼却基準を満たしていません。)

■ 野外焼却禁止の例外

1. 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
 3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
- これら例外とされる行為であっても、生活環境への影響があり、近隣の住民から苦情等が出た場合は、焼却の中止などの行政指導の対象になります。

■ 揚煙の届出

焼却禁止の例外に該当する場合で、火災と紛らわしい誤解を受けるような場合には、消防署への届出をしてください。(この届出は、火災でないことを消防が判断するためのもので、野焼きを許可するものではありません。)

■ 罰則について

廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役 若しくは 1,000万円以下(法人の場合は3億円以下) の罰金に処せられ、またはその両方が科せられる可能性があります。

四国中央市市民部生活環境
四国中央市消防本部
四国中央警察署